○国土交通省告示第十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十五年一月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

本坂南川

二　砂防法第二条の土地の表示

昭和五十五年建設省告示第六百九十号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の土地の区域

静岡県浜松市北区三ヶ日町本坂

字後田　一三七番一　一号

字前田　一三一番一二　二号

一三一番一　三号

字神谷　一二九番二　四号

○九州地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月七日

九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
宗像市野坂字八反田二六三九番一から同市原町字古森一四三番まで	前	五七・〇〇～六二・〇〇	〇・〇一八
	後	六二・〇〇～六八・〇〇	〇・〇一八
宗像市原町字向古森一二三番一から同市原町字古森一四一番一まで	前	二六・六〇～三一・二〇	〇・〇〇九
	後	二九・〇〇～三一・二〇	〇・〇〇九

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

○九州地方整備局告示第二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月七日

九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	宗像市野坂字八反田二六三九番一から同市原町字古森一四三番まで	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所
〃	宗像市原町字向古森一二三番一から同市原町字古森一四一番一まで	〃

供用開始の期日　平成二十五年一月七日

○近畿地方整備局告示第一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年一月七日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　福井県

二　都市計画事業の種類及び名称　嶺北北部都市計画下水道事業福井臨海特定公共下水道

三　事業施行期間　自平成二十五年一月七日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　福井県福井市白方字四十五号及び字四十六号、石新保字二十七号並びに石橋字二十九号、坂井市三国町新保字九十七号、三国町山岸字三十九号及び字五十号、三国町黒目字二十一号、字二十二号、字二十三号及び字三十一号並びに三国町米納津字四十九号及び字五十号地内

使用の部分　なし

国会事項

衆議院

議決通知

二十四年十二月二十八日本院は皇室会議予備議員及び皇室経済会議予備議員を次のとおり選任し、かつ、予備議員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨内閣に通知した。

皇室会議予備議員

第一　衆議院議員　衛藤征士郎

第二　同　横路　孝弘

皇室経済会議予備議員

第一　衆議院議員　衛藤征士郎

第二　同　横路　孝弘

又同日鬼塚事務総長から小川裁判官弾劾裁判所裁判長及び橋本参議院事務総長宛、本院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を次のとおり選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨通知した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

船田　元　棚橋　泰文　中谷　元

原田　義昭　古本伸一郎　西根　由佳

漆原　良夫

同予備員

第一　木原　誠二　第二　薗浦健太郎

第三　津村　啓介　第四　高橋　みほ

又同日鬼塚事務総長から谷裁判官訴追委員会委員長職務代行者及び橋本参議院事務総長宛、本院は裁判官訴追委員及び同予備員を次のとおり選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨通知した。

裁判官訴追委員

森　英介　宮路　和明　三原　朝彦

望月　義夫　上川　陽子　牧原　秀樹

三日月大造　今井　雅人　大口　善徳

椎名　毅

同予備員

第一　土屋　正忠　第二　松本　文明

第三　山下　貴司　第四　泉　健太

第五　田沼　隆志

継続審査及び継続調査の議決通知

二十四年十二月二十八日本院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨参議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、内閣の重要政策に関する件

二、栄典及び公式制度に関する件

三、男女共同参画社会の形成の促進に関する件

四、国民生活の安定及び向上に関する件

五、警察に関する件

総務委員会

一、行政機構及びその運営に関する件

二、公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件

三、地方自治及び地方税財政に関する件

四、情報通信及び電波に関する件

五、郵政事業に関する件

六、消防に関する件

法務委員会

一、裁判所の司法行政に関する件

二、法務行政及び検察行政に関する件

三、国内治安に関する件

四、人権擁護に関する件

外務委員会

一、国際情勢に関する件

財務金融委員会

一、財政に関する件

二、税制に関する件

三、関税に関する件

四、外国為替に関する件

五、国有財産に関する件

六、たばこ事業及び塩事業に関する件

七、印刷事業に関する件

八、造幣事業に関する件

九、金融に関する件

一〇、証券取引に関する件

文部科学委員会

一、文部科学行政の基本施策に関する件

二、生涯学習に関する件

三、学校教育に関する件

四、科学技術及び学術の振興に関する件

五、科学技術の研究開発に関する件

六、文化、スポーツ振興及び青少年に関する件